

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項

1. 事業所の概要

(1) 事業目的

要支援、要介護状態になられた方々に対し、心身の機能の回復又は維持を積極的に目指し、在宅において自立・自律した日常生活を営むことができるように懸命に努力します。また、生活を活発化し、可能な限り外出等社会参加を促すことや、生活の質を確保するように支援することを目的とします。ご契約者の意思及び人格を尊重し、寄り添い、地域の様々なサービスと綿密な連携を図りながら、サービスを提供していきます。

(2) 運営方針

- ①要介護者等の心身の特性を踏まえて、心身機能の回復又は維持を図り、自立・自律した日常生活を目指す。また、外出等社会参加を促進し、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援します。
- ②ご契約者の介護予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行います。
- ③ご契約者の意思及び人格を尊重し、ご契約者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ④事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努め、相乗効果を発揮します。

(3) 訪問看護を提供する事業者について

事業者名称	株式会社 THINK BIG
主たる事業者の所在地	埼玉県越谷市東越谷四丁目15番地10
代表者名	関口 富士子
電話番号	048-961-8318
FAX番号	048-961-8319

(4) 利用者へ訪問看護・リハビリサービス提供を担当する事業所について

事業所の名称	訪問看護ステーションクローバー
事業所の所在地	越谷市御殿町4-53 ハイムベルツリー 102号室
開設年月日	平成31年2月1日
介護保険事業所番号	1160890277
管理者の氏名	関口 富士子
電話番号	048-961-8318
FAX番号	048-961-8319

事業所の名称	訪問看護ステーションクローバー・袋山サテライト
事業所の所在地	越谷市袋山1524-2リーベンハイム108号室
開設年月日	令和5年10月1日
電話番号	048-972-6350
FAX番号	048-972-6351

(5) サービスを提供できる地域

越谷市 ※上記地域以外にお住まいの方でも御希望の方はご相談ください。

(6) 事業所の職員体制（令和6年9月1日現在）

職種	職務内容	人員		
		常勤	非常勤	合計人数
管理者	管理業務	1名(兼務)	—	1名(兼務)
正看護師	訪問看護	5名	3名	8名
准看護師		—	—	—
理学療法士	訪問看護 (訪問リハビリテーション)	3名	—	3名
作業療法士	訪問看護 (訪問リハビリテーション)	2名	—	2名

(7) サービス提供の日時

サービス提供日時	月曜日から金曜日 午前9時00分から午後5時00分まで ※土曜日は作業療法士による訪問可能。
休業日	土曜日、日曜日・祝祭日
※ 8月13日～15日、12月30日から1月3日は原則お休みとなります。	

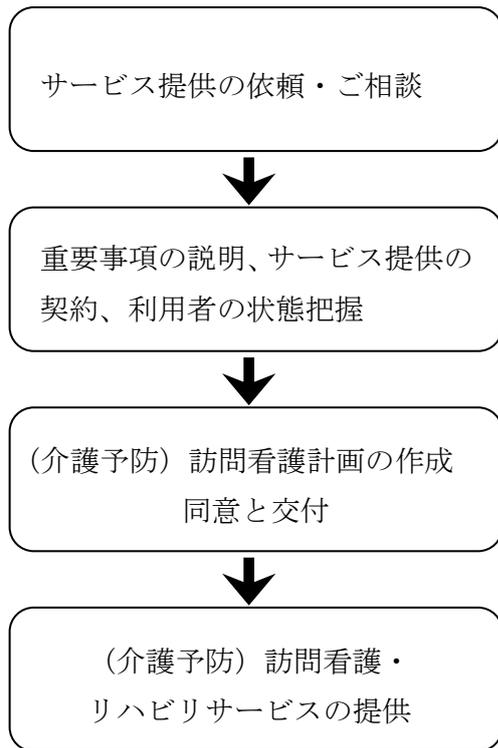
2. サービスの内容

- ①病状の観察等（血圧、体温、脈拍等の測定）
- ②口腔ケア
- ③清拭、洗髪、入浴等による清潔の保持
- ④褥瘡の予防、措置
- ⑤体位交換
- ⑥カテーテル等の管理
- ⑦リハビリ援助行為（歩行訓練、認知予防指導等）
- ⑧認知症患者の看護
- ⑨ターミナルケア
- ⑩療養生活や看護方法の指導、助言等

- (1) 訪問看護計画・介護予防訪問看護計画についてはご契約者又はご家族に説明し、同意をいただきます。また、計画書はご契約者に交付します。
- (2) このサービスの提供に当たっては、指示の医療機関と連携をし、状態の改善・維持もしくは悪化の予防に努め、適切にサービスを提供します。
- (3) サービスの提供は親切丁寧に行い、わかり易いように説明します。もしわからないことがあれば、いつでも職員にご質問下さい。

3. サービスの提供手順

(1) サービス開始までの流れ



◎ご来訪、お電話いずれかでお申し込みください。但し、居宅介護支援事業所と契約されている場合には担当ケアマネージャーにご相談ください。

◎ご利用にかかわる重要事項の説明をし、ご了承いただいた後に契約させていただきます。ご契約者、ご家族と面接し、居宅サービス計画等及び医師の指示書のもとご契約者の状態把握、ご希望をお聞きします。

◎居宅サービス計画等のもと、担当サービス提供責任者が（介護予防）訪問看護計画を作成し、ご契約者の同意を得て、交付します。

◎（介護予防）訪問看護計画にのっとりサービスの提供をいたします。

(2) サービスの終了（契約書第11条）

ご契約者は、事業者に対して、文書で通知することにより、7日以上予告期間を持って届出することにより、予告期間満了日をもって契約は解除されます。

但し、ご契約者の病変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、契約終了希望日の1週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。

4. 利用料（契約書第8条）

(1) サービス利用料及び自己負担額については健康保険法等に規定する料金の支払いを利用者から受けるものとします。

5. 要介護認定等を受けておられない方の利用料（契約書第8条）

(1) サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。事業者は「サービス提供証明書」を発行します。要介護認定などの結果が出た後、自己負担額を除く金額が、介護保険からご契約者に払い戻されます。（償還払い）

(2) 要介護、要支援の認定を受けても、「暫定居宅サービス計画等」が作成されていない場合サービス利用料の全額を一旦お支払いいただき、償還払いとなります。

(3) 認定結果が「自立」の場合は、「暫定居宅サービス計画」の作成有無にかかわらず、全額自己負担となります。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問看護師

当事業所は、担当制をとっておりません。複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。

(2) サービス実施時の留意事項（契約書第6条）

①定められた業務以外の禁止

ご契約者は（介護予防）訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問看護師等が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(3) 秘密保持（契約書第13条）

事業者は、サービス提供をする上で知り得たご契約者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。解決すべき課題などについて話し合うため等につき、個人情報共有することがあります。

(4) 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品の授受② ご契約者のご家族等に対するサービスの提供③ 飲酒及び喫煙④ ご契約者やご家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑤ その他ご契約者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為 |
|--|

7. 身分証携行義務

サービス従業者は、常に身分証を携行し、ご契約者又はご家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

8. 緊急時の対応（契約書第14条）

病状の急変やサービス提供中の事故、その他必要に応じて速やかに主治医、居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）、利用者家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9. 記録の保管（契約書第7条）

事業者は、ご契約者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの実施につき記録を作成し、それを5年間保管し、ご契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を無料で交付します。

10. 損害賠償 (契約書第15条)

- (1) 事業者は、訪問看護(介護予防訪問看護)のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、ご契約者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、ご契約者に対して速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- (2) 第1項の場合において、ご契約者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

11. 虐待等防止に関する事項

- (1) 虐待等の発生防止・早期発見への組織的対応を図ることを目的に虐待防止委員会を設置します。
- (2) 委員会は概ね年1回以上開催します。虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催します。
- (3) 虐待防止のための職員研修を原則年1回実施します。
- (4) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。

12. サービスに関する相談・要望・苦情申立 (契約書第18条)

当事業所が提供した訪問看護(介護予防訪問看護)サービスに関する相談・苦情は、事業所のご契約者相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。又、市区町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

(1) 苦情の受付

訪問看護ステーションクローバー	担当者：関口 富士子 (せきぐち ふじこ) 平日：午前9時00分～午後5時00分 TEL：048-961-8318
-----------------	---

(2) 行政機関その他苦情受付機関

越谷市 介護保険課	平日：午前8時30分～午後5時15分 TEL：048-963-9169 048-963-9305
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	TEL：048-824-2568 FAX：048-824-2561